

結婚新生活応援事業業務委託 仕様書（案）

1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「結婚新生活応援事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 趣旨・目的

本調達では、ながの結婚応援パスポート事業（以下「パスポート事業」という。）及び結婚新生活支援事業を広く県民に周知し、両事業の認知度向上及びパスポート協賛店舗の増加を図ることで、新婚夫婦等の経済的負担を軽減するとともに、社会全体で新婚世帯等を応援する機運の醸成を図る。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他関係法令及び通達

4 委託業務

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては委託者と協議の上で進めること。

- (1) パスポート事業の利用者及び協賛店舗拡大のための広報の実施
- (2) 結婚新生活支援事業の認知度向上及び利用促進のための広報の実施
- (3) パスポート事業及び結婚新生活支援事業周知用チラシの作成

5 業務の内容

(1) ターゲットの設定と広報内容

- ・本業務による広報では、以下のターゲットを想定する。

ア 利用者

主に若年者（20～30代）を中心とした、結婚予定者又は新婚夫婦

イ 協賛店

長野県内に所在する店舗、施設、企業等

（特定のジャンルに偏ることなく、幅広い業種・業態をターゲットと想定すること）

- ・本事業に関し、長野県全体で結婚に対する機運を盛り上げていくことが十分に伝わる広報内容とすること。

(2) ウェブ媒体を活用した情報発信

- ・SNS 広告等のウェブ媒体を活用した情報発信を、提案内容に含めること。
- ・発信内容は、制度の周知、対象者への利用申込の促進及びパスポート事業の協賛店舗の募集とすること。
- ・受託者は必要なレイアウト修正・校正作業について委託者に確認し、対応すること。
- ・提案する手法に係る測定可能な効果指標（リーチ数・クリック数等）とその達成目標を設定すること。
- ・ウェブ媒体を活用した情報発信においては、委託者が別途指示する利用申込ページ（県ホームページ）への誘導及び協賛店募集ページ（県ホームページ）への誘導を目標とす

- ること。
- ・概ね8か月程度の期間は情報発信を実施（ウェブ広告であれば出稿）すること。
 - ・ウェブ広告を用いる場合には「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」等の広告価値毀損の課題について、必要な対策を講じること。特に、委託者及び本パスポートの信用失墜・ブランド毀損となる場所への広告掲載は必ず避けること。
- (3) 本業務の目的に対し効果的な広報手段（独自提案）
- ・次の①及び②について自由に提案すること。
 - ①パスポート事業及び結婚新生活支援事業の認知度向上
 - ②協賛店舗の新規協賛の拡大
 - ・提案の手段により想定する効果（認知度の向上・利用申込ページへの誘導等）を具体的に示すこと。また、できる限りその評価指標を設定すること。
- (4) 広報啓発物品の作成・印刷
- ・パスポート事業及び結婚新生活支援事業の両方を広報するチラシ（30,000部程度を想定）を制作すること。納品時の梱包、仕切り紙の仕様については別途委託者と協議の上決定すること。
 - ・受託者は必要なレイアウト修正・校正作業について委託者に確認し、対応すること。
 - ・チラシはA4版・両面・カラー、各仕様として想定する。
 - ・チラシは既存のパスポート事業チラシ及びパスポート、協賛店ステッカーデザイン等を踏まえたものとし「パスポート事業」「結婚新生活支援事業」の内容を1枚にまとめたものとする。
 - ・受託者はチラシのデザインデータをその著作権も含めて委託者に譲渡すること。以後、委託者が軽微な修正（日付や数値の更新等）を行った上で増刷を行うことができるように、譲渡するデザインデータでは過度なラスターサイズ・レイヤー結合を行わないこと。
 - ・チラシの配布については、原則として委託者から関係団体に協力を依頼する予定であるが、受託者独自のネットワークにより配布・掲示を依頼できる相手先があれば提案すること。（配布にかかる経費も委託料に含むものとする）
 - ・チラシ上では、2次元コードの表示等により、委託者が別途指示する（県ホームページ）への誘導を行うこと。
- (5) ながの結婚応援パスポート協賛店舗拡大業務
- ・委託者と連携し、ながの結婚応援パスポートの新規協賛店舗をR5年度中（委託期間中）に150店舗以上獲得することを目標として、店舗訪問や電話等による募集活動を行うこと。
 - ・受託者は、契約締結後速やかに本業務のスケジュール等をまとめた事業計画書（任意様式）を作成し、委託者に提出の上、承諾を得ること。
 - ・店舗訪問による募集活動は、事前に訪問先のアポイントを取った上で実施すること。
 - ・協賛店舗等の範囲は「ながの結婚応援パスポート協賛店舗募集要綱」に記載の範囲とする。
 - ・2週間に1回、募集活動を実施した店舗や新規協賛店舗獲得状況等について、委託者へ報告すること。
 - ・業務完了後、業務の分析、新規協賛店舗獲得数、総括等を記載した業務報告書（任意様式）を作成し、委託者に提出すること。

6 成果品

(1) 成果品の詳細及び納入期限

項目	内容	納入期限
利用者募集チラシ	30,000部程度 市町村・関係協力団体等で配布を予定。	相談のうえ決定
広報制作物の データ一式	・広報部材として継続的に活用できるよう、再編集可能な原本を含む、ai形式で提出すること。 ・CD-ROM等の電子媒体で提出すること。	委託期間の最終日 (必要に応じ、中間報告を求める)
業務完了報告書 (任意様式)	実施した広報の詳細(制作物の企画・数量、クリエイティブの内容、情報発信のリーチ数等)をまとめた報告書	委託期間の最終日 (必要に応じ、中間報告を求める)
経費内訳書	業務の実施に要した経費の内訳書	委託期間の最終日
打合せ記録簿(任意 様式)	本業務で生じた資料のうち委託者が指示する資料一式	打合せの日から 1週間以内(目安)
その他、成果品として認められるもの	企画提案及び打ち合わせの内容による	左に同じ

(2) 納品場所

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課内)

7 委託期間

契約日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

8 スケジュール

業務実施に関する概ねのスケジュールを以下に示す。受託者は、下表に基づき本業務の実施日程を企画提案時に明示すること。

時期(目安)	内容
令和5年6月初旬 (契約締結後)	制作開始
～6月中旬	統一コンセプト及びデザインの方向性の確認
～6月下旬	クリエイティブ校了
～7月初旬	クリエイティブ校了(ウェブ媒体・独自提案)
7～8月頃	チラシ納品
7月下旬～	情報発信等の開始(出稿)
～令和6年2月29日	業務完了報告書の提出

9 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

10 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

る。

11 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- (4) 業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (5) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (6) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (7) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (8) 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (10) 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- (11) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。